

市民の皆さんの  
意見を反映する

## パブリック コメント

# 市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の素案を1月16日から公表します。皆さまのご意見をお寄せください。

## 意見募集する

## 素案など



### 第3次名寄市子どもの

### 読書活動推進計画(素案)

#### ◆計画案の概要など

市では「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき、平成29年度からおおむね5年間の子どもの読書活動に関して、地域や幼児施設、学校と連携して推進するために第3次計画を策定します。

#### ◆担当

市立名寄図書館 企画管理係

☎ 01654-24751



## 公表と

## 意見提出



### 公表の方法

#### ◆公表開始日

1月16日(月)

#### ◆名寄市ホームページでの閲覧

URL [www.city.nayoro.lg.jp/](http://www.city.nayoro.lg.jp/)

トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント

#### ◆指定場所での閲覧

①市役所 (名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)

②図書館(名寄本館・風連分館)

③北国博物館

④市立大学の情報公開コーナー

⑤市民文化センター

⑥ふうれん地域交流センター

⑦駅前交流プラザ「よろーな」

## 意見の提出

#### ◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

#### ◆提出期間

1月16日(月)～2月16日(木)



#### ◆提出先

#### ◇郵送・ファックス

〒096-0010

名寄市大通南2丁目5番地

市立名寄図書館 企画管理係

FAX 01654-24897

#### ◇電子メール

✉ [ny-publi@city.nayoro.lg.jp](mailto:ny-publi@city.nayoro.lg.jp)

## パブリック・コメントって？

◆「パブリック・コメント手続」とは市の基本的な政策となる計画や条例を策定する前にその案を公表して、市民の皆さまに意見を求め、いただいた意見を考慮したうえで最終的に政策などを決定し、あわせていただいた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。

#### ◆パブリック・コメントのながれ

